



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第43号 令和5年11月5日発行

目次

は県例規集掲載

【告示】

番号	表題	担当課名
499	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第四百九十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和五年十一月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

1 化学名 N・メチル・一・（三・メチルフェニル）プロパン・二・アミン（通称

三・MMA、三・Methylmethamphetamine）及びその

塩類

2 化学名 一・（ベンゾ「d」「r」、三「ジオキソール・五・イル」・二・（シクロ

ヘキシルアミノ）ブタン・一・オン（通称 N・Cyclohexylbu

tylone、Cyclbutylone）及びその塩類

3 化学名 N・（一・アミノ・三、三・ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・

一・（ペント・四・エン・一・イル）・一H・インダゾール・三・カルボキ

シアミド（通称 ADB・四・en・PINACA）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和五年十一月五日